

【令和8年3月24日公布 令和8年三浦市条例第3号】

三浦市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例

三浦市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年三浦市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第11条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の第8条及び第11条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。